

速報 19:34 千葉の海水浴場で2人流され1人不明 19:03 成田空港に足止めの利用客960人
 18:36 中中国政府、豚肉高騰対策で補助金 18:17 バスケW杯、日本は敗れ5戦全敗

HOME 論説

情報社会と権利侵害

感覚が鈍っていないか

9/5 5:15



個人情報やプライバシーをめぐってインターネットの負の側面を象徴するような出来事が続く。

「メルカリ」に出品されていた『全国部落調査』復刻版。「売り切れました」と表示されている（唐津市提供）
 就職情報サイト「リクナビ」の運営会社は学生の閲覧履歴を基に内定辞退率を予測し、個人を特定する形で企業に販売していた。常磐自動車道でのあおり運転事件で無関係の女性が「同乗者」と名指しされ、実名と写真がさらされた。

就職活動に関わる情報は学生の人生を左右しうる。それが本人も知らない間に採用側に提供される。事件のたび虚実ない交ぜの情報がネット上で飛び交い、平穏な日常を送っていたら突然、デマ情報で「犯罪者」扱いされる。

企業しかり、個人しかり。個人データや情報、名誉権に対する意識の希薄さを浮き彫りにする。

身近なところで気になっていることがある。今年3月、被差別部落（同和地区）の地名や戸数、人口などを掲載した『全国部落調査』の復刻版が、ネットのフリーマーケット「メルカリ」に佐賀県内から出品されていた件だ。

『全国部落調査』は1936年、政府の外郭団体が融和事業を進めるため作成した報告書で、70年代、企業や調査会社が就職や結婚の際の身元調査のために購入し、社会問題となつた『部落地名総鑑』の原本とされる。

それが2016年、神奈川県の出版社が復刻版発行をネットで予告し、出版は差し止め処分が出たが、ネット上でダウンロードできた。出品物はデータを個人で印刷したとみられ、約200ページ、売価3500円で、行政関係者が気づいた時は既に3冊が売れていた。

出自をめぐる差別は普段は見えないが、就職や結婚など人生の節目に出現する。そして人を排除し、引き裂く。購入者は一体何のために買ったのか。出品者はコトの重大性を認識しているのか。

そんな資料が公然と出回っている現実は、長きにわたる部落差別撤廃の取り組みの内実を問う。

同様に、差別をあおる行為は特定の人々やマイノリティーに対して顕著だ。国際社会での日本の経済力が低下し、格差が拡大する中、雇用や社会保障への不安と不満が募っていることが関係するのか。いら立ちが社会的弱者に向かい、それがネットという匿名性の空間に噴出している。

インターネットの普及でさまざまな情報が瞬時に手に入るようになり、個人が自由に情報発信できる時代にな

った。ただ、利便性ゆえ、社会規範を逸脱した行為や権利侵害を誘発しやすい。一度ネット上で広がれば長期間残り、不特定多数の目に触れるという点で、影響は大きく、深刻だ。

デマ情報問題では女性が投稿者の法的責任を追及する方針だが、情報の洪水の中で、こうした権利侵害行為への感覚が鈍っていないか。自戒したい。（吉木正彦）

被差別部落の地名掲載した本、メルカリに出品 既に削除

渡辺松雄、杉浦奈実 2019年3月22日13時33分

スマート ブックマーク メール 印刷
URL 2

被差別部落の地名などを掲載した本「全國部落調査」の復刻版がネットのフリーマーケット「メルカリ」に佐賀県内から出品されていたことがわかった。本は、部落解放同盟側が横浜地裁に申し立てた出版禁止の仮処分が認められている。

[PR] 同県唐津市によると、今年1月20日、市職員がスマートフォンのアプリで出品に気付いた。翌21日に同市から連絡を受けた県は、その日のうちにメルカリの報告フォームから「不適切な商品」と指摘し、佐賀地方法務局にも伝えた。2月

4日に再度、メルカリに削除と管理者への周知を申し入れたところ、同日夜に削除された。それまでに3冊が購入されたとみられるという。

本は2016年2月、川崎市の出版社が復刻版発行をネットで予告。今回の本は、出版社が作成したデータをPDFをもとにオンデマンド印刷したもので、200ページほどだったらしい。

部落解放同盟 佐賀県連合会の小宮端樹書記長は「差別図書の販売は差別を助長するだけで、決して許されない。ネットには誤った判断があふれている。部落差別解消推進法を受けて、県や市町も条例づくりを進めてほしい」と話している。（渡辺松雄、杉浦奈実）

関連ニュース

三つ子の育児、背負い込んだ母 立く子を投げ落とした夜
SNSで金貸します…条件に性行為も 個人間融資の実態
小学校、はかま姿で卒業 行政「式が破綻」自衛促す是非
居酒屋に毛居した「客」、後日「税務署です」と再び来店

PR 注目情報

こんな特集も

ポルシェ911シリーズは、スポーツカーか？高級車か？（エラスタイルマガジン）

国公立大学 進学のすすめ 2019
京大、大阪府立大、神戸外語大ほか

お腹は「はじめて」川柳募集！
賞金10万円他、豪華景品プレゼント

下町ロケット弁護士が語る
狙われる中小企業の知財

PR

ひびのコミュニティ

ご利用方法

お客様管理メニュー

RSS

9月10日（火） 今日の天気予報 [ログイン](#)[新規登録](#)[記事データベース](#)[キーワードを入力...](#)

佐賀新聞LIVE

 11:33 熱中症で1週間に3498人搬送、4人死亡
11:02 JR成田線が運転再開

11:26 千葉県が自衛隊に災害派遣要請
10:57 名古屋城本丸御殿の柱に傷

佐賀新聞LIVE

佐賀

全国・世界

暮らし・文化

特集・連載

サガン鳥栖

おくやみ



HOME

論説

[宅配申し込み](#)[電子版申し込み](#)

情報社会と権利侵害

感覚が鈍っていないか



9/5 5:15

佐賀豪雨 義援金受付



個人情報やプライバシーをめぐってインターネットの負の側面を象徴するような出来事が続く。

就職情報サイト「リクナビ」の運営会社は学生の閲覧履歴を基に内定辞退率を予測し、個人を特定する形で企業に販売していた。常磐自動車道でのあおり運転事件で無関係の女性が「同乗者」と名指しされ、実名と写真がさらされた。

就職活動に関わる情報は学生の人生を左右しうる。それが本人も知らない間に採用側に提供される。事件のたび虚実ない交ぜの情報がネット上で飛び交い、平穏な日常を送っていたら突然、デマ情報で「犯罪者」扱いされる。

企業しかしり、個人しかしり。個人データや情報、名譽権に対する意識の希薄さを浮き彫りにする。

身近なところで気になっていることがある。

「メルカリ」に出品されていた『全国部落調査』復刻版。「売り切れました」と表示されている（唐津市提供）

今年3月、被差別部落（同和地区）の地名や戸数、人口などを掲載した「全国部落調査」の復刻版が、ネットのフリーマーケット「メルカリ」に佐賀県内から出品されていた件だ。

『全国部落調査』は1936年、政府の外郭団体が融和事業を進めるため作成した報告書で、70年代、企業や調査会社が就職や結婚の際の身元調査のために購入し、社会問題となつた『部落地名総鑑』の原本とされる。

それが2016年、神奈川県の出版社が復刻版発行をネットで予告し、出版は差し止め処分が出たが、ネット上でダウンロードできた。出品物はデータを個人で印刷したとみられ、約200ページ、売価3500円で、行政関係者が気づいた時は既に3冊が売れていた。

出自をめぐる差別は普段は見えないが、就職や結婚など人生の節目に出現する。そして人を排除し、引き裂く。購入者は一体何のために買ったのか。出品者はコトの重大性を認識しているのか。

そんな資料が公然と出回っている現実は、長きにわたる部落差別撤廃の取り組みの内実を問う。

同様に、差別をあおる行為は特定の國の人々やマイノリティに対して顕著だ。国際社会での日本の経済力が低下し、格差が拡大する中、雇用や社会保障への不安と不満が募っていることが関係するのか。いら立ちが社会的弱者に向かい、それがネットという匿名性の空間に噴出している。

インターネットの普及でさまざまな情報が瞬時に手に入るようになり、個人が自由に情報発信できる時代になった。ただ、利便性ゆえ、社会規範を逸脱した行為や権利侵害を誘発しやすい。一度ネット上で広がれば長期間残り、不特定多数の目に触れるという点で、影響は大きく、深刻だ。

デマ情報問題では女性が投稿者の法的責任を追及する方針だが、情報の洪水の中で、こうした権利侵害行為への感覚が鈍っていないか。自戒したい。（吉木正彦）

[ツイート](#) [シェア](#) [LINEで送る](#)

お問い合わせ
県内求人ならQ-Jobにおま

RANKING

24時間 1週間 1ヶ月

- 1  6日夜、道路横断中の佐賀県職員男性はねられ死亡
- 2  7日早朝、鳥栖でトラックと乗用車衝突、60代女性が死…
- 3  サガン鳥栖U-12優勝 学童五輪・サッカー
- 4 <佐賀豪雨>県道・武雄-多久線…
- 5 <佐賀豪雨>武雄のボランティア…
- 6 暑さに耐え、復旧支援 ボランテ…
- 7 <佐賀豪雨>鉄工所の油「想定超…
- 8 <佐賀豪雨>「怪しい話乗らない…
- 9 6年男子400Mリレー 島栖陸…
- 10 <佐賀豪雨>被災の町に勝利で元…



Rakuten Rebates

Groupon

グリーポンでついでに買えるだけで
楽天スーパーポイント
大還元

初回購入で500ポイント

【お得なキャンペーン実施中】

もっと見る

楽天Rebates

お知らせ

佐賀新聞社員を募集

嘱託社員募集

PRスタッフ募集

佐賀労働銀行 助成金募集

佐賀新聞購読のご案内

紙面1部購入

「全国部落調査・復刻版」メルカリ販売の事実経過

私は、インターネット上で「全国部落調査・復刻版」を見つけて、印刷・製本し、メルカリに出品して3冊を販売しました。事実経過についてできる限り思い出して整理してみると、以下のとおりです。

(1)

私は「部落」については、中学校の時に勉強したことは覚えている。2016年高校1年生の時、「現代社会」の授業で先生が「全国部落調査」のことを話され、昔、会社や興信所が使って問題になったという話がありましたが、ただ、あまり詳しいことについては触れられなかったのでもっと知りたいと思いました。高校1年の時は、先生の話以上のことがありたくなり、家で自分のスマホで「部落」などというワードでネット検索をしてみました。

すると、示現舎のサイトや全国の部落の地名が書かれたサイト、「復刻全国部落調査」のPDFデータを配布するサイトなどを見ました。そこで詳しいことを知れてその時は満足しました。

「全国部落調査」を見たのは、インターネットで「部落」に関連することを検索し始めて10~20分くらいたってからでした。3・4番目ぐらいだったと思います。全国の部落の数の多さや職業などが細かく書かれていることに驚きました。「部落地名総鑑の原典」と書かれているのは見ましたが、「部落地名総鑑」というのが何かは知りませんでした。また、それを使ってどのようなことが行われていたのかについては、この時は詳しく調べることはありませんでした。

他にも、「鳥取ループ」のツイッターや「示現舎」のサイトも見ました。「全国部落調査」に関する記事を中心に見ていましたので、他の内容ははっきりと覚えていません。この時、「全国部落調査」がネットで自由にオンデマンド印刷できると掲載されていましたが、印刷方法が面倒だと感じて、特に何もしませんでした。

(2)

2017年2月~3月ころ（高校1年生から2年生になるころ）、やっぱり印刷して本という形で所有したいと考えて、3冊印刷して製本しました。この3冊のうち2冊はとりあえず自宅で保管し、1冊は友達に見せるために鞄に入れました。友達に見せましたが、それほど興味を示しませんでした。その後、使い途はなかったので、ずっと鞄に入れっぱなしで、気付いたら状態が悪くなっていました。

私は自分がこの3冊を持っていてもしかたないし、部屋の整理もかねて、以前に文具などを買うために利用したことのある「メルカリ」を使って売ってみようと思いました。高校3年生だった今年の1月15日ごろ、1冊目を出品しました。

出品するときは、示現舎の書いていた説明を参考にして、以下のような説明をつけました。

私がこの本の売りになる点と認識していたことです。

「ご覧いただきありがとうございます。／『全国部落調査』という古い本の復刻版となります。元になった本との違いは、手書きではないこと、横書きであること、現在地が書かれてあることなどです。／以前A m a z o nで販売される予定でしたが、突然出版禁止となってしまい、現在も販売されていない幻の本です。（画像6枚目に当時の画像を載せています。）／示現倉が作成したデータのP D Fを元にオンデマンド印刷で作成したものです。（複製の許可は不要と書いてあります。）200ページほどあります。画像で分かる通り背表紙が若干ずれています。数年前に作成しましたが、こちらのものは新品のまま保管していました。細かなキズ等はあるかもしれません、目立つキズや汚れは見当たりません。」

1月19日に、1冊目が5555円で売りました。思っていたよりも高く売れたので、私は持ち歩いていた2冊目も売りに出しました。この時は、商品の説明の一部を、「数年前に作成しましたが、こちらのものは持ち運んでいたためかなり状態が悪いです。画像で判断してください。ページの折れや破れ等はありませんが、目立つキズはあります。／手元にあるものでは最後の一冊です。」と書き換えました。1月21日に、2冊目は3500円で売りました。3冊目については、1月30日にメルカリのサイト内から直接売ってくれとの連絡があり、専用出品として売りに出しました。これも1月31日に5000円で売りました。

メルカリのシステム上、誰が買ったのかについては、私にも分かりません。

（3）

私は、短い時間に3冊を売り切ることができたこと、新品は5555円でキズがあるようなものでも3500円という予想外の高価格で売れたことに驚きました。それだけ需要があるのだと思いました。

そこで、私は、2冊目が売れた1月下旬頃だったと思いますが、2冊をさらに追加製本しました。

本が出版禁止となっていること、裁判になっていることについては、ウェブサイト上の情報で知っていました。原告側が出している情報については知りませんでした。

3冊目が売れた後に、メルカリから商品ページを削除するように連絡が来ましたが、システム上一定の時間がたたないと削除できなかつたので、何日か過ぎた後に、自分のアカウント情報から削除しました。その前に、メルカリが商品ページを非公開にしたようですが、そのことは後で聞きました。

（4）

3月22日、ネットニュースで、「『部落地名総鑑』県内からネット出品 出版中止の原本復刻版 3冊売れる」というタイトルで、かなり大きな記事が掲載されているのに気づきました。この記事には、唐津市職員が1月20日に出品に気付き、連絡を受けた佐賀県人権・同和対策課が、佐賀法務局に報告したこと、同課がメルカリに通報したことなどが書かっていました。

私は、自分のやったことが大きな問題になってしまっているのに驚き、どうしていいのか



わからずとても不安になりました。

そこで、この日の午後、新聞記事に出ていた佐賀県人権・同和対策課に電話を入れました。ドキドキしましたが、「自分が売りました。謝りたいと思います」と伝えました。

3月26日、自宅から近い役所に佐賀県人権・同和対策課の人が来てくれて、1時間弱お話をしました。

このとき簡単に経緯をお話ししました。「差別に加担するという認識はなかったか」と聞かれましたが、「出品時には部落差別につながるという認識はなかった。希少な書籍のようなので売れればいいなくらいの安易な気持ちだった」と答えました。佐賀県庁の方からは、2016年にできた部落差別解消推進法や部落差別の話などがありました。

また、手元に2冊追加製本したものがあることも正直に話しました。

3月29日、県の施設で佐賀県人権・同和対策課の人と面談しました。このときに手元に保管してあった2冊も渡しました。

以上がメルカリ販売の経過です。



2019年8月11日

ハンドルネーム まりっか

上記について、ハンドルネーム まりっか氏の陳述に相違ないことを証明する。

令和元（2019）年8月23日

佐賀県県民環境部長 落合 格



法務省権調第123号
平成30年12月27日

法務局人権擁護部長 殿
地方法務局長 殿

法務省人権擁護局調査救済課長
(公印省略)

インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件
及び処理について(依命通知)

今般、インターネット上の同和地区（被差別部落）（以下、「同和地区」という。）に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理についての考え方を下記のとおり整理しましたので、今後は、これに従って取り扱い願います。

記

1 従前の取扱い

インターネット上で、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報については、「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領について」（平成16年10月22日付け権調第604号法務局人権擁護部長、地方法務局長あて当職通知。以下「平成16年当職通知」という。）に基づき、「不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的」（以下「助長誘発目的」という。）が存する場合に削除要請等の措置の対象としているところである。

特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報の中には、差別解消目的を標榜し、紀行文の体裁をとっているものもあるところ、従前、この種の情報については、助長誘発目的が必ずしも明らかでないとして、削除要請等の措置の対象としないことが多かったと思われる。

しかし、以下のとおり、部落差別の特殊性を踏まえると、このような運用は、見直す必要があると考えられる。

2 部落差別の特殊性を踏まえた識別情報の掲示に関する考え方

(1) 一般的に、「人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向」に関する識別情報を掲示するだけでは、直ちに人権侵害のおそれがあるとまでは言い難く、表現の自由として許容される場合もあり得るところである。そこで、平成16年当職通知は、助長誘発目的を要件とし、識別情報の掲示のうち人権侵害を助長・誘発するおそれが高い、すなわち違法性（注）のあるものを類型化し、そのような場合は特定人に対する人権侵害の発生の有無にかかわらず、削除要請等の措置の対象とするという方針を示したものである。

このように、助長誘発目的の要件は、識別情報の掲示のうち、違法性のあるものを類型化する機能を有するものであるが、同和地区に関する識別情報の掲示については、別段の考慮を要する。すなわち、部落差別は、その他の属性に基づく差別とは異なり、差別を行うこと自体を目的として政策的・人為的に創出したものであって、本来的にあるべからざる属性に基づく差別である。また、このような不当な差別の対象とされる人々が集住させられた地域であるかつての同和地区は、差別の対象を画定するための地域概念とされてきたものである。

このような地域概念と密接に結びついていた部落差別は、個人の尊厳や法の下の平等を基本的価値とする現行法秩序とおよそ相容れないものである。それにもかかわらず、このような身分差別が廃止され、100年以上が経過した現在もなお、その地域の居住者、出身者等について否定的な評価をするという誤った認識が国民の一部に残っている。

このような現実を前提とした場合、特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不正に差別されない法的利益等を侵害するものと評価することができ、また、特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるといふことができる。

このように、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報を公にすることは、その行為が助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず、また、当該地域がかつての同和地区であったか否かにかかわらず、人権擁護上許容し得ないものであり、そ

の点で、他の識別情報と性質を異にするものである。したがって、「〇〇地区は同和地区であった（ある）。」などと指摘する識別情報の掲示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである。

各局においては、この種の情報について、上記の考え方に基づき、適切に立件・処理されたい。

（注）ここにいう「違法性」は、行為自体の危険性に着目したものであり、特定人の権利・利益の侵害を要しない点において、民法第709条の不法行為責任が成立する場合におけるそれとは異なる。

(2) もっとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報であっても例外的に削除要請等の措置を講じるのが相当でない場合も考えられないではない。例えば、学術、研究等の正当な目的による場合であって、かつ、個別具体的な事情の下で、当該情報の掲示方法等に人権侵害のおそれが認め難い場合や、社会通念上、当該情報を公表する合理的な理由が認められる場合等である。

このような例外に該当するか否かについては、個別の事案ごとに実質的に判断する必要があるので、各局においては、人権侵犯事件調査処理規程第22条に基づく報告を行うことはもとより、立件の可否について疑義がある場合には、事前に当課宛て照会されたい。

3 平成16年当職通知との関係

平成16年当職通知は、違法性のあるインターネット上の情報のうち典型的なものを例示するとともに、これらの事案の処理の統一を図るための指針を示したものに過ぎない。したがって、同通知に列挙されたもの以外のものであっても、違法性が認められるものについては、人権侵犯事件調査処理規程等に基づき、立件・処理すべきはもちろんである。

上記のような部落差別の歴史的本質を踏まえると、同和地区に関する識別情報の掲示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものであるので、今後は、上記2に従って処理されたい。